

平成 28 年 5 月 6 日

各 位

ファンド名 i シェアーズ 日経 225 ETF
コード番号 1 3 2 9
管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役会長 井澤 吉幸
問合せ先 業務部 加藤 淳一郎 (TEL. 03-6703-4935)

上場投資信託の約款変更のお知らせ

当社を委託者とする上場投資信託について、下記の通り約款変更を行うことをごお知らせいたします。

記

1. ファンド名 (コード番号)	「i シェアーズ 日経225 ETF」(1 3 2 9)
2. 変更の内容	<ul style="list-style-type: none">● 受益権の取得申込み時の株式および金銭の引渡し、ならびに交換時の振替受益権の抹消申請が所定の期間内に行なわれなかった場合の対応措置として、「金銭信託を設定する方法」に替えて、「取得申込みおよび交換請求を取消す方法」を用いるため、約款に所要の変更を行ないます。● 一般社団法人投資信託協会規則の改正により、信用リスクの適正な管理方法について約款に記載するものとされたため、約款に所要の変更を行ないます。● 受託者における名義登録業務の見直しを行ないます。当該業務の停止期間を短縮しても信託財産の管理に支障を来たすおそれはないと判断し、当該変更を行ないます。● 受託者における分配金支払業務の見直しを行ないます。分配金の支払期日を繰上げることが可能であると判断し、受益者の利便性を高めるため、当該変更を行ないます。● 信託終了の際の株式と受益権の交換等の具体的な対応を新たに約款に規定いたします。● 租税特別措置法施行令の改正に伴い、約款に所要の変更を行ないます。● その他、規定の移設を含む約款の整備を行ないます。 <p>(本信託約款の変更内容の詳細については、別添の新旧対照表をご参照ください。)</p> <p>上記につきましては、重大な約款変更には該当しないため、異議申立の手続きは行なっていません。</p>
3. 届出の予定日	平成28年 5 月 9 日
4. 約款変更日	平成28年 5 月 10 日

以上

約款 新旧対照表

追加型証券投資信託 「i シェアーズ 日経 225 ETF」

新	旧
<p>i シェアーズ 日経 225 ETF の運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>① この投資信託は、主として日経平均株価指数（以下「<u>対象指数</u>」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が <u>対象指数</u> の動きと高位に連動することを目指します。</p> <p>② <u>対象指数</u> における指数構成全銘柄の株式を組み入れることを原則とします。</p> <p>2. 運用方針</p> <p>（1）投資対象 投資対象有価証券は、主として <u>対象指数</u> に採用されている銘柄の株式とします。</p> <p>（2）投資態度</p> <p>① <u>対象指数</u> の動きと高位に連動することを目指した運用を <u>行ないます。</u></p> <p>② 次の場合には、個別銘柄の組入比率の調整を行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>対象指数</u> 採用銘柄に異動があった場合 ・ <u>対象指数</u> の除数の修正が行われた場合 ・ <u>対象指数</u> の計算方法が変更された場合 <p>（以下省略）</p> <p>③ （省略）</p> <p>④ <u>資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</u></p> <p>（3）投資制限</p> <p>① （省略）</p> <p>② 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、<u>金融商品取引所</u> に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主配当または社債権者割当により取得する株式、新株受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。</p> <p>③ （省略）</p>	<p>i シェアーズ 日経 225 ETF の運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針</p> <p>① この投資信託は、主として日経平均株価指数（以下「<u>日経 225</u>」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が <u>同指数</u> の動きと高位に連動することを目指します。</p> <p>② <u>日経 225</u> における指数構成全銘柄の株式を組み入れることを原則とします。</p> <p>2. 運用方針</p> <p>（1）投資対象 投資対象有価証券は、主として <u>日経 225</u> に採用されている銘柄の株式とします。</p> <p>（2）投資態度</p> <p>① <u>日経 225</u> の動きと高位に連動することを目指した運用を <u>行います。</u></p> <p>② 次の場合には、個別銘柄の組入比率の調整を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日経 225</u> 採用銘柄に異動があった場合 ・ <u>日経 225</u> の除数の修正が行われた場合 ・ <u>日経 225</u> の計算方法が変更された場合 <p>（以下省略）</p> <p>③ （省略） （新設）</p> <p>（3）投資制限</p> <p>① （省略）</p> <p>② 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は <u>証券取引所</u>（<u>金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）</u> に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主配当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。</p> <p>③ （省略）</p>

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>3. 収益分配方針 <u>年2回の毎決算時（原則として2月9日および8月9日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。</u></p>	<p>④ <u>同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての証券投資信託につき信託財産として有する当該株式の総数が、当該株式の発行済み総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。</u></p> <p>⑤ <u>同一銘柄の株式への信託財産の純資産総額に対する投資割合に制限を設けません。</u></p> <p>3. 収益分配方針 <u>約款第42条に基づき、収益の分配を行います。収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行われます。</u></p>
<p>【受益権の取得 申込 の勧誘の種類】</p> <p>第6条 この信託に係る受益権(平成20年1月4日前は受益証券をもって表示。)の取得申込の勧誘は、<u>金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。</u></p>	<p>【受益権の取得 申込み の勧誘の種類】</p> <p>第6条 この信託に係る受益権(平成20年1月4日前は受益証券をもって表示。)の取得申込みの勧誘は、<u>投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。</u></p>
<p>【金融商品取引所 への上場】</p> <p>第7条 委託者は、この信託の受益権について、<u>本約款付表に定める金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。)</u>に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、<u>当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、上場されるものとします。</u></p> <p>② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、<u>前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう当該受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。</u></p>	<p>【証券取引所 への上場】</p> <p>第7条 委託者は、この信託の受益権について、<u>別に定める証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。)</u>に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、<u>当該証券取引所の定める諸規則等に基づき当該証券取引所の承認を得たうえで、上場されるものとします。</u></p> <p>② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、<u>前項の証券取引所の定める諸規則等を遵守し、当該証券取引所が諸規則等に基づいて行なう当該受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。</u></p>
<p>【用語の定義】</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 「資産総額」とは、<u>信託財産に属する資産(受入担保代用有価証券を除きます。)</u>を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。</p> <p>3.、 4. (省略)</p>	<p>【用語の定義】</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 「資産総額」とは、<u>信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。</u></p> <p>3.、 4. (省略)</p>

<p>【当初受益権の価額】</p> <p>第11条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、<u>1口につき信託契約締結の前営業日の日経平均株価指数（以下「対象指数」といいます。）</u>の終値に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>	<p>【当初受益権の価額】</p> <p>第11条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、<u>当初設定日の前営業日の日経225の終値</u>に1円を乗じた金額の1円未満を四捨五入した額とします。</p>
<p>【受益権の設定に係る受託者の通知】</p> <p>第17条 受託者は、追加信託に係るポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット相当の口数を取得するために必要な、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下「PCF」といいます。）について、<u>受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関</u>に対し追加信託が<u>行なわれた旨</u>を通知するものとします。</p> <p>(削除)</p>	<p>【受益権の設定に係る受託者の通知】</p> <p>第17条 受託者は、追加信託にかかるポートフォリオ・コンポジション・ファイル（1クリエイション・ユニット相当の口数を取得するために必要な、<u>日経225</u>を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭。以下「PCF」といいます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、<u>委託者</u>に対し追加信託が<u>行われた旨</u>を通知するものとします。</p> <p>② (削除)</p>
<p>【受益権の申込単位および申込価額】</p> <p>第18条 委託者は、<u>指定参加者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）をいいます。以下同じ。）</u>および<u>指定参加者が指定する一定口数以上の取得申込を行なう者（以下「取得申込者」といいます。）</u>に対し、第10条の規定により分割される受益権の取得申込みに応ずることができるものとします。</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の場合、委託者は取得申込日の本約款付表に定める時刻までに<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭と交換でクリエイション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込みを受付けます。</p> <p>⑥ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。なお、指定参加者は、個別に定める取次ぎ手数料および当該取次ぎ手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑦ <u>第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 、2. (省略) 3. <u>対象指数</u>構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間 	<p>【受益権の取得申込】</p> <p>第18条 委託者は、<u>委託者の指定する証券会社（以下「指定参加者」といいます。）</u>および<u>指定参加者が指定する一定口数以上の取得申込みを行う者（以下「取得申込者」といいます。）</u>に対し、第10条の規定により分割される受益権の取得申込みに応ずることができるものとします。</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の場合、委託者は取得申込日の<u>別</u>に定める時刻までに<u>日経225</u>を構成する各銘柄の株式として委託者が指定するものに相当する株式および金銭と交換でクリエイション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込みを受付けます。</p> <p>⑥ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。なお、<u>受託者は、取得申込みに係る手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）</u>を徴することができるものとします。さらに、指定参加者は、個別に定める取次ぎ手数料および当該取次ぎ手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑦ <u>第5項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 、2. (省略) 3. <u>日経225</u>構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間 4. <u>日経225</u>構成銘柄の変更実施日並びに株式分割ま

<p>4. <u>対象指数構成銘柄の変更実施日並びに株式分割または株式併合等に伴う除数およびみなし額面の変更実施日</u>の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>5. <u>対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の<u>対象指数</u>への採用日の翌営業日までの間</u></p> <p>6. <u>対象指数構成銘柄の売買停止日</u></p> <p>7. (省略)</p> <p>⑧ 第1項の規定にかかわらず、<u>第5項</u>に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは取得申込者が発行した株式またはその親会社（会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは取得申込者はこれに代えて当該株式に相当する金銭およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭をもって当該一定口数の受益権を取得するものとし、<u>第5項に規定する各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するもの</u>とします。</p> <p>⑨ 前項に該当する場合には、指定参加者は、委託者にその旨を委託者が別に定める方法により通知するものとし、この通知が取得申込の際に行なわれなかった場合において、信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとし、</p> <p>⑩ (省略)</p> <p>⑪ 委託者は、<u>金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止</u>その他やむを得ない事情があるときは、<u>委託者の判断により、第5項の規定にかかわらず、受益権の取得申込みの受付の停止およびすでに受付けた取得申込みの取消またはその両方を行なう</u>ことができます。</p> <p>⑫ (省略)</p> <p>⑬ 指定参加者は、委託者の指定する期限（以下「引渡期限」といいます。）までに当該取得申込みに必要な株式および金銭を受託者に<u>引渡す</u>ものとし、</p> <p>⑭ 委託者は、<u>指定参加者が受託者に引渡そうとする株式の評価額が取得申込みに係るクレーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クレーション・ユニットを調整すること</u>とします。</p> <p>⑮ 指定参加者は、指定参加者もしくは取得申込者が委託者に引渡すべき取得時のクレーション・ユニットを構成する各銘柄 <u>および金銭の全部または一部の引渡し</u>（以下「全部または一</p>	<p>たは株式併合等に伴う除数およびみなし額面の<u>変更日</u>の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>5. <u>日経225構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の<u>日経225</u>への採用日の翌営業日までの間</u></p> <p>6. <u>日経225構成銘柄の売買停止日</u></p> <p>7. (省略)</p> <p>⑧ 第1項の規定にかかわらず、<u>第3項</u>に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは取得申込者が発行した株式またはその親会社（会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。）が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは取得申込者はこれに代えて当該株式に相当する金銭およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭をもって当該一定口数の受益権を取得するものとし、<u>また、当該各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するもの</u>とします。</p> <p>⑨ 前項に該当する場合には、指定参加者は、委託者にその旨を委託者が別に定める方法により通知するものとし、この通知が取得申込の際に行われなかった場合において、信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとし、</p> <p>⑩ (省略)</p> <p>⑪ 委託者は、<u>証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第5項の規定にかかわらず、受益権の取得申込みの受付の停止およびすでに受付けた取得申込みの取消またはその両方を行う</u>ことができます。</p> <p>⑫ (省略)</p> <p>⑬ 指定参加者は、委託者の指定する期限（以下「引渡期限」といいます。）までに当該取得申込みに必要な株式および金銭を <u>別に定める契約に基づき受託者に引き渡す</u>ものとし、</p> <p>⑭ 委託者は、受託者に <u>引き渡そうとする株式の評価額が取得申込みに係るクレーション・ユニットの整数倍の受益権の価額を上回る場合には、クレーション・ユニットを調整すること</u>とします。</p> <p>⑮ 指定参加者は、指定参加者もしくは取得申込者が委託者に引渡すべき取得時のクレーション・ユニットを構成する各銘柄の <u>一部の引渡し</u>（以下「一部の引渡し」といいます。）を <u>引渡し期限までに行うことができない場合には、委託者が別に定める方法に基づき、委託者</u></p>
--	--

<p>部の引渡し」といいます。)を引渡期限までに行なうことが困難であると判断した場合、直ちに、委託者および受託者にこれを通知するものとします。</p> <p>⑩ 委託者は、前項の通知を踏まえ、第27条に定める運用の基本方針に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託者が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、指定参加者および取得申込者からすでに受付けた取得申込みの取消しを行なうことができます。</p> <p>⑪ 前項において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。</p> <p>(削除)</p>	<p>を経由して受託者に対し引渡しを約する書面を交付のうえ、指定参加者を「金銭の信託の委託者」、受託者を「金銭の信託の受託者」、委託者を「金銭の信託の受益者」とする金銭の信託を設定するものとします。</p> <p>⑫ 前項に定める金銭の信託設定以降の委託者が定める期日までにおいても、受益権の取得申込者が一部の引渡しを行なうことができない場合等、当該金銭の信託の信託約款に規定する受益権行使事由に該当することとなった場合には、委託者は、当該金銭の信託の信託財産の範囲内で、(1)受託者に指図を行うことにより、受託者をして当該信託財産をもって当該一部の引渡しの対象銘柄と同種同量の株式を調達させ、または、(2)当該信託財産をもって、当該一部の引渡しの対象銘柄と同種同量の株式を調達したうえで、当該株式を受託者に引渡しするものとします。</p> <p>⑬ 委託者は、受託者が第13項に規定する株式の引渡しを受けたこと、または第15項に規定する金銭の信託の設定を確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて取得申込者に受益権を交付するものとします。</p> <p>⑭ 取得申込者が一部の引渡しを行なうことができない場合には、指定参加者は、当該指定参加者が申込みの取次を行った取得申込者に対し、各指定参加者が個別に定める方法により、第14項に規定する金銭の信託を設定するための金銭、その他株式等の引渡しを行なうことができないことに起因して発生する費用等を徴することができるものとします。</p>
<p>【運用の指図範囲】 第26条 (省略) 1.～7. (省略) 8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。) 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。) 10.～15. (省略) 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。) 17.～22. (省略) なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならび</p>	<p>【運用の指図範囲】 第26条 (省略) 1.～7. (省略) 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。) 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。) 10.～15. (省略) (新設) 16.～21. (省略) なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、</p>

<p>に第17号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p>	<p>第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</u></p>
<p>【投資する株式の範囲】 第27条の2 (省略)</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。</u></p>	<p>【投資する株式の範囲】 第27条の2 (省略) (新設)</p>
<p>【運用の権限委託】 第27条の3 (省略)</p> <p>② <u>株式の貸付を行なう場合、前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第41条の2に基づいて受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額については、委託者、当該委託を受けた者および受託者との間で別に定めるものとします。</u></p> <p>③ (省略) (削除)</p>	<p>【運用の権限委託】 第27条の3 (省略)</p> <p>② <u>株式の貸付を行なう場合、委託者、前項の委託を受けた者および受託者は、株式の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受取るものとします。当該報酬は、毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託者、前項の委託を受けた者および受託者との間の配分は別に定めます。</u></p> <p>③ (省略)</p> <p>④ <u>第2項のうち委託者および受託者の報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、当該報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。</u></p>
<p>【先物取引等の指図および範囲】 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先</p>	<p>【先物取引等の指図】 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。</p> <p>② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引お</p>

<p>物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を<u>行なう</u>ことの指図をすることができます。</p>	<p>よびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を<u>行う</u>ことの指図をすることができます。</p>
<p>【信用リスク集中回避のための投資制限】 <u>第30条の3 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>【有価証券等の売却の指図】 <u>第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券等の売却等の指図ができます。</u></p>	<p>【株式の売却の指図】 <u>第32条 委託者は、信託財産に属する株式の売却の指図ができます。</u></p>
<p>【再投資の指図】 <u>第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</u></p>	<p>【再投資の指図】 <u>第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。ただし、株式の配当金については、第26条第2項第1号から第4号までの規定による運用に限るものとします。</u></p>
<p>【混蔵寄託】 <u>第34条の2 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。</u></p>	<p>【混蔵寄託】 <u>第34条の2 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。</u></p>
<p>【有価証券の貸付に係る報酬】 <u>第41条の2 前条に規定する信託報酬とは別に、有価証券の貸付を行なう場合には、委託者、第27条の3第1項の委託を受けた者および受託者は、有価証券の貸付による収益の総額に100分の50以内の率を乗じて得た金額を報酬として受け取るものとし、当該報酬は毎月、信託財産中から支弁するものとします。委託者、第27条の3第1項の委託を受けた者および受託者との間の配分は別に定めません。</u> ② 第1項のうち委託者および受託者の報酬に係る消</p>	<p>(新設)</p>

<p><u>費税等に相当する金額は、当該報酬より支弁します。</u></p>	
<p>【収益の分配方式】 第42条 <u>信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、信託の計算期間ごとに、信託報酬ならびに第40条各項の諸費用およびこれらに係る消費税等（以下、本条において「経費」といいます。）の額の合計額を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。</u> ②（省略）</p>	<p>【収益の分配方針】 第42条 <u>収益の分配は、信託の計算期間ごとに、信託財産から生ずる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払い利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行います。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。</u> ②（省略）</p>
<p>【受益者名簿の作成と名義登録】 第43条 <u>受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第9条の受益者について、その氏名もしくは名称、住所もしくは所在地および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所または所在地とします。以下同じ。）、その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、委託者および受託者は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。</u> ② <u>受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所または所在地および個人番号または法人番号その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。</u> ③ <u>受益者は、この信託の受益権が上場されている金</u></p>	<p>【名義登録と収益分配金の支払い】 第43条 <u>収益分配金は、計算期間終了日において氏名もしくは名称、住所もしくは所在地および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所または所在地とします。以下同じ。）が受託者に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、委託者および受託者は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。</u> （新設） ② <u>受益者は、原則として前項に規定する登録をこの</u></p>

<p>融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第1項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接行なうことができます。</p> <p>④ 前項に規定する名義登録の手続きは、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。</p> <p>⑤ (省略) (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>信託の受益権が上場されている証券取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して行うものとします。この場合、当該会員は、当該会員が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者に対して直接行なうことができます。</p> <p>③ 第1項の規定による名義登録の手続きは、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から30日間停止します。ただし、社振法関係法令、諸規則等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは別に定めるところによります。</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、毎計算期間終了後から2ヶ月以内の委託者の指定する日から配当金領収証作成基準に基づく配当金領収証により行うこととします。但し、委託者が定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、第1項に規定する登録の際に受益者が予め指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行うことができます。</p> <p>⑥ (削除)</p>
<p>【収益分配金の支払い】 第43条の2 収益分配金は、計算期間終了日において第43条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、当該名義登録受益者に支払います。</p> <p>② 前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式または同日から分配金領収証等により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第43条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。</p> <p>③ 受託者は、収益分配金の支払いについて、第43条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</p>	<p>(新設)</p>
<p>【収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】 第44条 受託者は、第43条の2第2項に規定する、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</p>	<p>【収益分配金の委託者の指定する証券会社への交付と支払いに関する受託者の免責】 第44条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</p>

② (省略)	② (省略)
<p>【収益分配金ならびに信託終了時の交換有価証券等および買取代金に関する時効】</p> <p>第45条 受益者が収益分配金については第43条の2第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>② 受益者が、信託終了による交換による有価証券および金銭については信託終了日から、買取についてはその支払開始日から、それぞれ10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</p>	<p>【収益分配金および交換に関する時効】</p> <p>第45条 受益者が収益分配金については第43条第5項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>② 信託終了による交換については第47条第3項に規定する交換開始日から10年間その交換を請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</p>
<p>【交換請求】</p> <p>第46条 指定参加者および指定参加者が指定する一定口数以上の交換請求を行なう受益者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託者または指定参加者に対し、交換請求受付日の委託者が本約款付表に定める時刻までに、受益権の価額に相当する株式を時価評価した金額の合計の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権と、当該株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。ただし、平成20年1月4日以降に交換株式が受益者に交付（株式の振替制度移行後においては、振替機関等の口座に増加の記載または記録。）されることとなる交換の請求で、平成20年1月4日前行なわれる当該請求については、受益権または振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>②～⑤ (省略)</p> <p>1. 、 2. (省略)</p> <p>3. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>4. 対象指数構成銘柄の変更実施日並びに株式分割または株式併合等に伴う除数およびみなし額面の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>5. 対象指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の翌営業日までの間</p> <p>6. 対象指数構成銘柄の売買停止日</p> <p>7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>⑥ 第1項に定める受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。また、指定参加者は個別に定める取次ぎ手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</p>	<p>【交換請求】</p> <p>第46条 指定参加者および指定参加者が指定する一定口数以上の交換請求を行う受益者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託者または指定参加者に対し、交換請求受付日の委託者が別に定める時刻までに、受益権の価額に相当する株式を時価評価した金額の合計の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権と、当該株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。ただし、平成20年1月4日以降に交換株式が受益者に交付（株式の振替制度移行後においては、振替機関等の口座に増加の記載または記録。）されることとなる交換の請求で、平成20年1月4日前行なわれる当該請求については、受益権または振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>②～⑤ (省略)</p> <p>1. 、 2. (省略)</p> <p>3. 日経225構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>4. 日経225構成銘柄の変更実施日並びに株式分割または株式併合等に伴う除数およびみなし額面の変更日の各々前営業日から翌営業日までの間</p> <p>5. 日経225構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該株式移転および合併等に伴う新規銘柄の日経225への採用日の翌営業日までの間</p> <p>6. 日経225構成銘柄の売買停止日</p> <p>7. 前各号のほか、委託者が当該投資信託の運営に支障を来す恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>⑥ 第1項に定める受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。なお、受託者は、当該交換に係る手数料および当該手数料に係る消費税等を徴することができるものとします。また、指定参加者は個別に定める取次ぎ手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額</p>

<p>⑦ 第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第47条第1項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>⑧ 受託者は、第47条第1項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第48条第2項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したものと取り扱います。</p> <p>⑨ (省略)</p> <p>⑩ 委託者は、<u>金融商品取引所</u>における取引の停止、<u>決済機能の停止</u>その他やむを得ない事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消またはその両方を行なうことができます。</p> <p>⑪ 前項の規定により、交換請求の受付を中止したとき、当該受付中止以前に<u>受け入れ</u>、かつ、委託者が、受付の取消しを行わない場合の交換の価額は、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、第6項の規定に準じて計算されたものとします。</p> <p>⑫ (省略)</p>	<p>を徴することができるものとします。</p> <p>⑦ 第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第47条第1項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>⑧ 受託者は、第47条第1項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかると振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第48条第2項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものと取り扱います。</p> <p>⑨ (省略)</p> <p>⑩ 委託者は、<u>証券取引所</u>における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、交換請求の受付の中止、交換請求の受付の取消またはその両方を行うことができます。</p> <p>⑪ 前項の規定により、交換請求の受付を中止したとき、当該受付中止以前に<u>受け入れ</u>、かつ、委託者が、受付の取消しを行わない場合の交換の価額は、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして、第6項の規定に準じて計算されたものとします。</p> <p>⑫ (省略)</p>
<p>【交換の指図等】 第47条 指定参加者および交換請求者が1クリエイション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって委託者または指定参加者に提示して前条第1項の請求を行ない、委託者がその請求を受付けた場合には、委託者は、当該請求に係る受益権と、当該受益権の価額に相当する株式との交換を行なうよう受託者に指図します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、交換の請求を行なった指定参加者および交換請求者が、<u>対象指数</u>構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。)である場合には、委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式(当該発行会社の株式を除きます。)を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って得た時価</p>	<p>【交換の指図等】 第47条 指定参加者および交換請求者が1クリエイション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって委託者または指定参加者に提示して前条第1項の請求を行い、委託者がその請求を受付けた場合には、委託者は、当該請求に係る受益権と、当該受益権の価額に相当する株式との交換を行うよう受託者に指図します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、交換の請求を行った指定参加者および交換請求者が、<u>日経225</u>構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。)である場合には、委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式(当該発行会社の株式を除きます。)を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って得た時価</p>

<p>から当該株式売却に係る経費に相当する金額として当該時価総額に別に定める率を乗じて得た額を控除した額とします。</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ 第2項に該当する場合に指定参加者は交換の請求を行なう際に委託者にその旨を委託者が別に定める方法により通知するものとします。</p> <p>⑤ 前項の通知が交換の請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとします。</p> <p>⑥ 指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の全部または一部につき抹消の申請が委託者の指定する期限までに振替機関に受け付けられることが困難であると判断した場合、直ちに、委託者および受託者にこれを通知するものとします。</p> <p>⑦ 委託者は、前項の通知を踏まえ、第27条に定める運用の基本方針に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託者が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受け付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受付けた交換請求を取り消すことができます。</p> <p>⑧ 前項において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。</p> <p>(削除)</p>	<p>から当該株式売却に係る経費に相当する金額として当該時価総額に別に定める率を乗じて得た額を控除した額とします。</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ 第2項に該当する場合に指定参加者は交換の請求を行う際に委託者にその旨を委託者が別に定める方法により通知するものとします。</p> <p>⑤ 前項の通知が交換の請求の際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとします。</p> <p>⑥ 指定参加者は、指定参加者もしくは交換請求者が抹消の申請をすべき振替受益権の一部につき抹消の申請が振替機関に受け付けられない場合は、委託者が別に定める方法に基づき、委託者を經由して受託者に対し振替受益権の抹消を約する書面を交付のうえ、指定参加者を「金銭の信託の委託者」、受託者を「金銭の信託の受託者」、委託者を「金銭の信託の受益者」とする金銭の信託を設定するものとします。</p> <p>⑦ 前項に定める金銭の信託設定以降の委託者が定める期日までにおいても、指定参加者または交換請求者が一部の振替受益権の抹消を行うことができない場合等、当該金銭の信託の信託約款に規定する受益権行使事由に該当することとなった場合には、委託者は、当該金銭の信託の信託財産の範囲内で、(1)受託者に指図を行うことにより、受託者をして当該信託財産をもって当該一部の抹消の対象となる振替受益権を調達させ、または、(2)当該信託財産をもって、一部の抹消の対象となる振替受益権を調達したうへ、当該振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行うものとします。</p> <p>⑧ 委託者は、指定参加者または交換請求者が抹消すべき振替受益権の振替口座からの抹消が完了したこと、または第6項に規定する金銭の信託の設定を確認したうへで、指定参加者または指定参加者を通じて交換請求者に株式を交付するものとします。</p> <p>⑨ 交換請求者が一部の振替受益権の抹消を行うことができない場合には、指定参加者は、当該指定参加者が交換請求の取次を行った交換請求者に対し、各指定参加者が個別に定める方法により、第6項に規定する金銭の信託を設定するための金銭、その他振替受益権の抹消を行うことができないことに起因して発生する費用等を徴することができるものとします。</p>
--	--

<p>【受益権の買取り】 第49条 指定参加者は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、<u>委託者が本約款付表に定める時刻までに受付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。</u>ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (省略) 2. 第7条の規定により受益権を上場したすべての<u>金融商品取引所</u>において上場廃止になったとき ② (省略) ③ 指定参加者は、前2項の規定により受益権の買取りを行なうときは、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 ④ 指定参加者は、<u>金融商品取引所</u>における取引の停止、<u>決済機能の停止</u>その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよび<u>すでに受付けた受益権の買取りを取り消す</u>ことができます。 ⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、第2項および第3項の規定に準じて計算されたものとします。 	<p>【受益権の買取り】 第49条 指定参加者は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (省略) 2. 第7条の規定により受益権を上場したすべての<u>証券取引所</u>において上場廃止になったとき。 ② (省略) ③ 指定参加者は、前2項の規定により受益権の買取りを行なうときは、基準価額に指定参加者が個別で定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。 ④ 指定参加者は、<u>証券取引所</u>における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することができます。 ⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、第2項および第3項の規定に準じて計算されたものとします。
<p>【信託契約の終了】 第51条 (省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 委託者は、第7条の規定により受益権を上場したすべての<u>金融商品取引所</u>において上場廃止になったときまたは、<u>対象指数</u>が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。 ③～⑦ (省略) 	<p>【信託契約の終了】 第51条 (省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 委託者は、第7条の規定により受益権を上場したすべての<u>証券取引所</u>において上場廃止になったときまたは、<u>日経225</u>が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。 ③～⑦ (省略)
<p>【信託終了時の交換等】 第52条 委託者は、この信託が終了することとなったときは、クレーション・ユニットの整数倍の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引き換えに交換するものとします。</p>	<p>【信託終了時の交換等】 第52条 委託者は、この信託が終了することとなったときは、クレーション・ユニットの整数倍の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引き換えに交換するものとします。<u>この場合、第46条および第47条の規定に準じるものとします。</u></p>

② <u>前項の交換は、指定参加者の営業所において行なうものとします。</u>	(新設)
③ <u>第1項の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。</u>	(新設)
④ <u>対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、前項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取を受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。</u>	(新設)
⑤ <u>前項の規定により信託財産が買取った受益権については、前項の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行ないます。</u>	(新設)
⑥ <u>指定参加者は、第1項による交換を行なうときは、当該受益者から指定参加者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</u>	(新設)
⑦ <u>第1項の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行ないます。</u>	(新設)
⑧ <u>委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものと取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。</u>	(新設)
<p>⑨ <u>第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに、委託者が信託の終了に関して指定する指定参加者が買取りを行なうことを原則とします。</u></p> <p>1. <u>第1項において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権</u></p> <p>2. <u>第1項における1クリエーション・ユニットに満たない振替受益権または受益証券（取引所売買単位未満の振替受益権または受益証券を含みます。）</u></p> <p>この場合には、当該指定参加者が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑩ <u>信託終了に際して、委託者が信託終了に関して</u></p>	<p>② <u>委託者が信託の終了に関して指定する証券会社は、1クリエーション・ユニット未満の振替受益権または受益証券（取引所単位未満の振替受益権または受益証券を含みます。）について買取</u></p> <p>この場合には、当該証券会社が個別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</p> <p>③ <u>信託終了に際して、委託者が信託終了に関して</u></p>

<p>指定する指定参加者は、その所有に係るすべての受益権を交換請求するものとします。交換により交付される株式に当該指定参加者の自社株式等が含まれる場合には、委託者は受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。</p>	<p>指定する証券会社は、その所有に係るすべての受益権を交換請求するものとします。交換により交付される株式に当該証券会社の自社株式等が含まれる場合には、委託者は受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。</p>
<p style="text-align: center;">付表</p> <p>1. <u>約款第7条に規定する「本約款付表に定める金融商品取引所」とは次のものをいいます。</u> 東京証券取引所 (削除)</p> <p>2. <u>約款第18条第5項および第46条第1項ならびに第49条第1項の本約款付表に定める時刻は「午後3時」とします。</u></p>	<p style="text-align: center;">付表</p> <p>1. <u>約款第7条に規定する「別に定める証券取引所」とは次のものをいいます。</u> 東京証券取引所</p> <p>2. <u>約款第43条第3項の別に定める手続きは、原則次の通りとします。</u></p> <p>① <u>約款43条第3項の受益権は、信託約款第43条第2項の会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。</u></p> <p>② <u>約款第43条第2項の会員は、計算期間終了日までに当該会員に係る上記①の受益者の氏名もしくは名称、住所もしくは所在地および個人番号もしくは法人番号その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届け出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。</u></p> <p>③ <u>約款第43条第2項の会員は、計算期間終了日現在の当該会員に係る上記①の受益者の振替機関の定める事項を（当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関は、受益者から受託者に対して行う受益者登録の請求を取り次ぐ者として、業務規定等に基づき、これを受託者に通知するものとします。</u> (新設)</p>